

地域福祉会長 福祉推進員 ハンドブック



社会福祉法人涌谷町社会福祉協議会

目 次

地域福社会長・福祉推進員になられた皆さまへ	1
1 社会福祉協議会とは	2
2 地域福祉とは	
（1）地域福社会長とは	2
（2）福祉推進員とは	2
3 助成金の活用について	3
4 保険への加入について	3
5 地域福祉活動の実践	
（1）はじめにすること	4
（2）集いの場をつくろう	4
（3）見守り活動をしよう	7
6 引き継ぎについて	9

地域福社会長・福祉推進員になられた皆さまへ ～今、地域福祉の推進が求められています～

近年、少子高齢化の急速な進展や核家族化の進行などにより、家族の絆や地域の助け合いの意識などが希薄化し、会話をする人がいない、隣近所との付き合いがない、困ったときに頼れる人がいないなど、地域の中で孤立する人が増えています。

地域の中で孤立し、病気や災害が起こったときに声をかけてくれる人、助けてくれる人が誰もいないことがどれほど不安なことでしょうか。

涌谷町社会福祉協議会では、住民主体の地域福祉活動の充実を図るため、地域住民の行動計画である第2次涌谷町地域福祉活動計画に基づき、地域の生活課題を解決する体制や環境づくりを地域福社会長・福祉推進員の皆様のご理解とご協力により進めていきたいと考えています。

地域福社会長・福祉推進員は、社会福祉協議会が委嘱するボランティアで、必ずやらなければならない義務のようなものではありません。地域のボランティアとして無理のない範囲で、自分が出来ることから少しずつ活動を進め、一緒にまちづくりについて考え、取り組んでいきましょう。

1 社会福祉協議会とは

社会福祉協議会（通称：社協）は住民のみなさんを会員とし社会福祉のために活動する社会福祉法人格をもった民間の福祉団体です。

その活動は、豊かな地域社会づくりをめざし、住民主体を活動の基盤とした地域福祉活動、ボランティア活動の推進、福祉の啓発活動などです。

社協は地域のみなさんを始め、関係機関・団体と一緒に考え、協力し合っ

て地域福祉活動をすすめています。

また、涌谷町社協は介護保険や障害者自立支援法の事業者としてデイサービスや特別養護老人ホーム等の介護サービス事業の経営を行っています。



2 地域福祉会とは

地域福祉会は、社協の円滑な運営を図るため、地域福祉活動を推進することを目的に各行政区に設置しています。地域福祉会長と福祉推進員で構成し、その任期はそれぞれ 2 年です。地域福祉会長と福祉推進員の役割は以下のとおりです。

（1）地域福祉会長とは

地域福祉会長は、会員の中から社会福祉活動に関心と熱意を有する方を行政区ごとに社協会長が委嘱します。

地域福祉会長は、各行政区において、福祉推進員のリーダーとして地域福祉活動をすすめます。

（2）福祉推進員とは

地域福祉会長と同様に社協会長の委嘱を受け、社協が実施する地域福祉事業への協力を通じて、それぞれの地域（行政区）における福祉活動の担い手となります。その業務は以下のとおりとなります。

- ①社協の連絡事項等を地域住民に伝え、広げていただくこと。
- ②地域内の関係者と協力し、常に実情を把握し、課題解決のための福祉活動の推進に努めること。
- ③社協の行う社会福祉事業に協力し、地域住民の福祉を高める運動に努め、主体的に地域福祉活動を行うこと。
- ④社協の会費集金への協力に関すること。

福祉推進員の人数は概ね 20 世帯に 1 人の割合を推奨していますが、行政区によって異なります。町内全域では約 260 名（約 23 世帯に 1 名）、1 行政区あたり約 6.6 名の福祉推進員の皆さまにご活躍をいただいています。（平成 31 年 4 月 1 日現在）



3 助成金の活用について

地域福祉活動を推進するためには、様々な工夫を凝らしても経費が掛かります。時にはそれが活動の障壁になることもあります。参加者からも費用の負担をいただくということも必要であり（6 ページ参照）、社協や赤い羽根共同募金^{*}などの助成金を活用していくことも大切です。ここでは「地域福祉活動費助成（涌谷町社協）」について紹介します。

※涌谷町共同募金委員会の事務局が社協になります。

地域福祉活動費助成（概要） 平成31年度時点の内容になります。

【目的】各行政区へ助成を行なうことにより、活発な地域福祉活動が展開できるよう支援し、もって地域福祉の推進を図る。

【対象】町内における各行政区の地域福祉会

【助成額】基本額 20,000 円とし、前年度社協会員数（一般・賛助）に 50 円を乗じた金額を加え、1 事業当たり 1,500 円に 6 回を上限とした回数に乗じた金額を加算した額とする。※20,000 円+（（一般会員+賛助会員）×50 円）+1,500 円×6 回（上限）

【申請】助成金の申請者は、「地域福祉活動費助成申請書」に必要事項を記載し、所定の期日までに社協会長に申請する。

【審査及び決定】社協会長は申請があった場合は速やかに審査し、事業が適当と認められた場合は地域福祉活動費を交付する。

【実施報告】事業が終了する毎に終了日から2週間以内に「地域福祉活動実施報告書」にレシート、写真等を添付し社協会長に報告。また、年度内に実施したすべての事業について「地域福祉活動実績報告書」により社協会長に報告。



4 保険への加入について

地域福祉会長・福祉推進員になられた皆さんは自動的に「ボランティア活動保険」に加入していただいております。そのため、活動をしているときに万一怪我などをされた場合は涌谷町社協まで必ずご連絡をいただきますようお願いいたします。（条件により保障の対象にならない場合もあります。）

また、ボランティア保険には、集いの場（お茶っこ飲み会など）に参加された方が怪我をされた場合等に備えて加入することのできる「ボランティア・福祉活動行事保険」があります。詳しくは、社協にパンフレットを準備しておりますので、お気軽にご相談ください。

5 地域福祉活動の実践

委嘱されてすぐに社協から『お茶っこ飲み会（サロン活動）』などを企画して助成金を申請してください。」と言われたが、「何をすれば良いかわからない」「何から始めれば良いのか」と悩むことは多いかと思います。

「地域福祉活動の実践」では、(1) はじめにすること、(2) 集いの場をつくろう、(3) 見守り活動をしよう、という3項目についてご紹介します。



重要! (1) はじめにすること

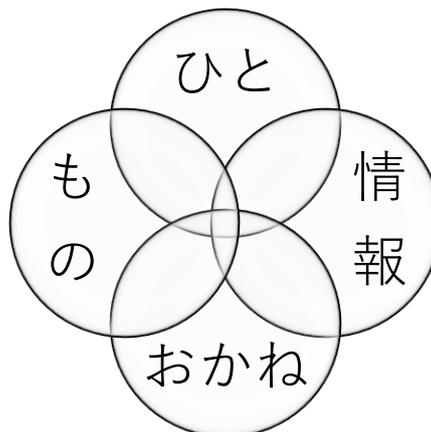
地域福社会長・福祉推進員になったら「はじめにすること」は大きく分けて2つあります。1つは「相談する」こと、2つは「集まる」ことです。

相談する	<p>相談する先として、まず考えられるのは前任の方です。お住まいの地域にはどのような人がいて、どのように関わっていきことが大切なのか、どのような活動をしてきたか相談してみてください。</p> <p>次に考えられるのは社協です。職員の派遣やボランティアの調整などを始め、地域活動を進めるお役立ち情報やレクリエーショングッズなども取り揃えています。活動を行う際のチラシ作りのお手伝いも行っていますので、地域活動を楽しむ行うためにも上手く社協を活用してください。</p>
集まる	<p>前任の方や社協と話をして得た情報を地域福社会長と福祉推進員で共有する必要があります。集いの場のつくり方や見守りの対象者についても、一人で悩むのではなく、地域福社会長と福祉推進員等が協力しながら考えていくことが大切になります。</p>



(2) 集いの場をつくろう

地域住民が集いの場で交わることによって、繋がりや助け合いが生まれます。また、集いの場づくりを考える過程の中で、地域の中にある様々な生活課題に向き合う機会にもなります。ここでは、「ひと」「もの」「おかね」「情報」という集いの場づくりの4つのポイントを紹介します。



ひと

地域に暮らす人、全員が集いの場の対象者です。
多くの人を巻き込んで活動しましょう。

集いの場の参加者は（一人暮らしや日中一人になる）高齢者とは限りません。地域には子どもから高齢者、障害のある方、心に不安のある方など様々な状況にある方が暮らしています。「地域に暮らす全ての方がいつでも気軽に集まれる場」が理想の集いの場です。しかしながら、どうしても参加者を絞らなければならない場合は、地域の中で話し合う機会を設けて、みんなで参加対象者を決めていくことが大切です。

また、集いの場を作るときは地域福祉会だけで全てを決めるのではなく、自治会を始め、行政区長や民生委員児童委員、健康推進員など地域の多くの方に計画や準備から協力をいただくことで、多くの方に「自分たちの地域の活動」と理解していただけるようになり、継続しやすい活動となります。

参考例 ふれあい交流サロン（5の2区）

毎月第1・3木曜日の午後1時から3時まで、集会所の外に黄色い旗を目印に掲げて誰でも自由に入出りできるサロンを自治会、地域福祉会、行政区長等が協力して開催しています。

お茶っこ飲みをするのも、将棋や麻雀をするのも自由。自分らしく過ごせる集いの場です。



もの

地域の集会所や公共施設を活用しましょう。

歩いて行けるところにある、費用もほとんどかからない等の理由から、多くの行政区で集会所やコミュニティセンターなどが集いの場に活用されていますが、中には集会所が無いために上手く活動ができない地区や複数の集会所があるために会場を都度変えている地区などもあります。全国的には、空き家や空き店舗などを活用している例もありますが、町内では寺社を拠点に活動している地区や公共施設（ゆうらいふ、公民館等）を活用している例もあります。

参考例 お花見会・ひな祭り会など（吉住区）

地元の集会所を会場にお茶っこ飲み会を開催することもあります。吉住区では瀧澤寺を会場にお花見会やひな祭り会を行うことがあります。その他、ボランティアグループ白百合会が配食サービスを行う際の拠点にもなっています。

また、瀧澤寺の行事に地域の方だけでなく障害者施設の利用者を招くなど、様々な方の集いの場になっています。



おかね

自立した運営のために参加費を検討しましょう。

運営していくために補助金・助成金（3ページ参照）を活用していくことも大切ですが、参加者みんなで自立して運営していくという気持ちも大切です。運営する側だけでなく、参加者とも話し合いながら、みんなで参加費や年会費などを考えていくことで、自分達の居場所だという意識をもつことにも繋がります。

「参加費を取ったら誰もこない」「お昼を出さないと集まりが悪いけど、食事を出すとお金が足りない」などという声を活動されている方から耳にする機会もあります。町内においても、参加費を100～500円程度いただいて継続した運営を行っている地区や運営の負担を減らすために食事を提供しない午後から開催している地区もありますので、皆で考えてみてはいかがでしょうか。

参考例 元気お達者教室

毎月第2・4火曜日の9時30分から約2時間、中地区コミュニティセンターを会場に下町区近郊（城山区など）にお住まいの会員の皆さんが協力し合いながら楽しく体操や脳トレ、お茶っこ飲みを行っています。

年間4,000円の会費を主な活動費としていますが、広報費やコミュニティセンターの使用料などは「住民力・地域力・福祉力を高める支援事業（宮城県共同募金会）」を活用しています。



情報

チラシやポスター、回覧板で多くの方に活動を理解してもらいましょう。

社協では、地域活動を楽しく続けていただくため、活動を多くの方に知っていただくためにも、チラシやポスターを作成するお手伝い（印刷など）をしています。地域の中でどうすれば多くの方に来てもらえるか、本当に来てもらいたい方（福祉対象者）にどうすれば来てもらえるかを考えることも大切です。

また、チラシなどを戸別に配付するのではなく、向こう三軒両隣のコミュニケーションを良くするためにも回覧板での周知を行っている地区もあります。

参考例 回覧板でコミュニケーション（八雲区）

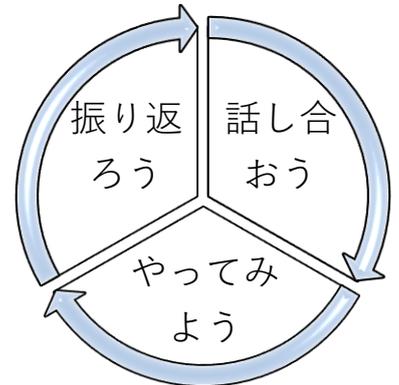
自治会のお知らせを以前は戸別に配付していましたが、現在は小グループ（班より小さい）毎にチラシ（オープンカフェのお知らせ等）などを回覧しています。必ず顔を合わせて回覧板を次の方へ渡してもらうことを約束事としており、向こう三軒両隣のコミュニケーションにもつながっています。

☆社会福祉協議会の生活支援コーディネーターが各地区での活動に足を運び、「社協だより」や「わくやのお宝再発見！おらほの支えあい活動実践集」で地域の頑張る皆さんの活動を他の地区にも紹介しています。「社協活用サポートガイド」などをご覧いただき、いつでも社会福祉協議会までお声がけください。

(3) 見守り活動をしよう

地域住民による見守り活動は「お互い様」の気持ちで行う地域のつながり合い活動です。隣近所で気にかけて合うことは、日々の生活に不安を抱えた人にとって、ここにいなくても構わない、気にかけてくれる人がいる、という「安心」をもたらします。その活動を地域福祉会だけでなく、民生委員児童委員や自治会などと協力しながら行うことが、いつでも誰かに声をかけられる地域づくりに繋がります。

ここでは、見守り活動を3ステップ（話し合おう・やってみよう・振り返ろう）に分けてご紹介いたします。



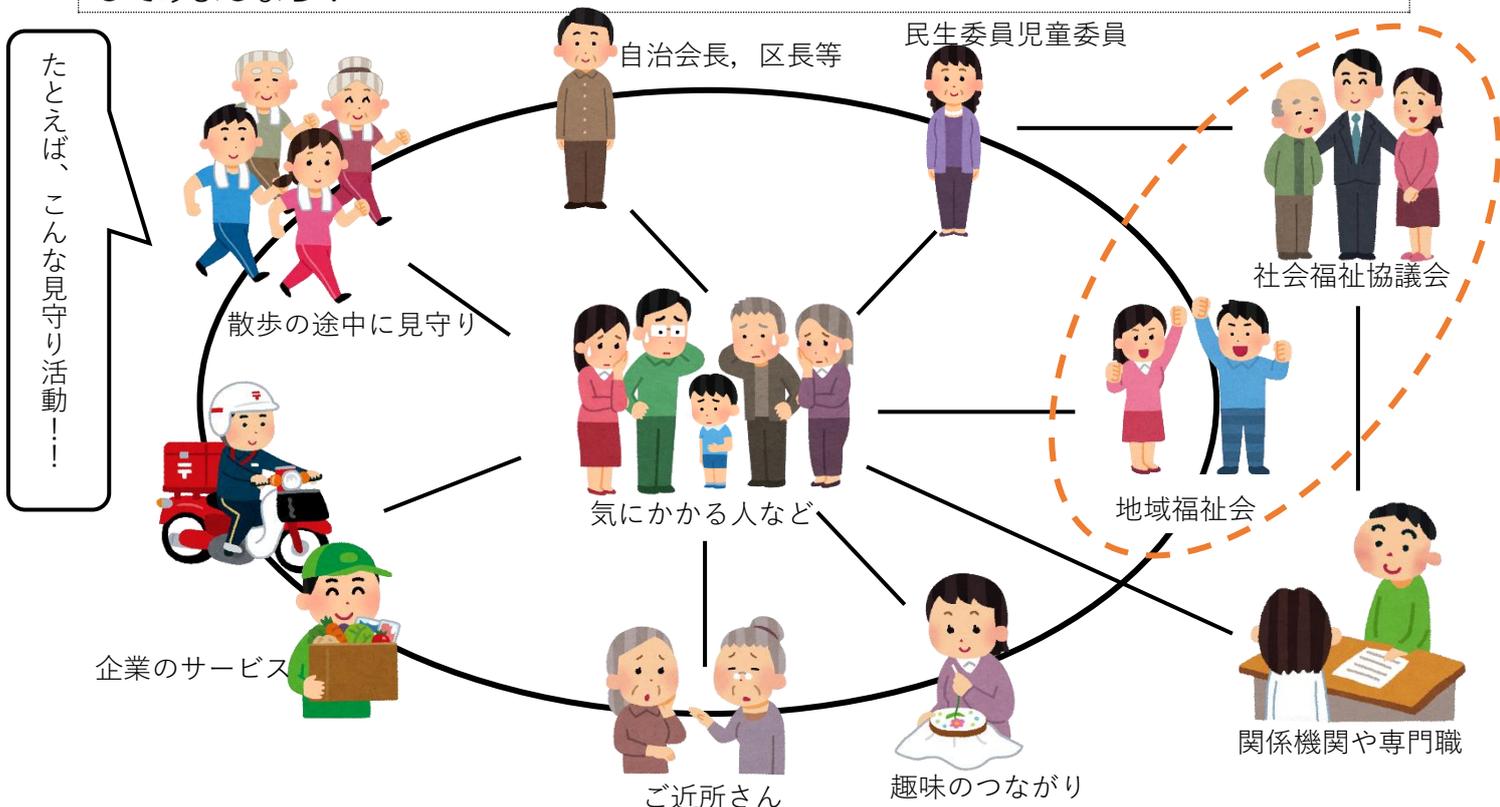
話し合おう

見守りの協力者と対象者について、地域にあった見守りを話し合おう

見守りは「一人で活動をしない」ということが大切になります。見守りの対象者となる人は「気にかかる人」や「日々の生活に不安を抱えている人」ですが、それは時として、「高齢者」に限ってのものとなりがちです。例えば、ひとり暮らし高齢者であっても元気に暮らされている方もおり、そういった方には逆に見守り活動を行ってもらおう側に参加してもらおうと良いのではないのでしょうか。



地域福祉会だけでなく、民生委員児童委員や行政区長を始め、自治会などと一緒に見守りの対象者や方法から考えることが大切です。まずは見守り会議（名称は何でもOK）を実施してみましょう！



やってみよう

何気ない日常の関わりと簡単な記録をしてみよう。

住民が主体的に行う活動は日々の生活のなかで、いつもと違う（昼間なのにカーテンが閉まったまま、ポストに新聞が溜まっているなど）、何かおかしいと感じる人がいたら、民生委員児童委員や行政区長に相談するなど、地域での気づきを大切にしながら緩やかに行う見守りです。

活動を行うときは、地域福社会長や福祉推進員は簡単に記録をつけるようにしましょう。地区によっては見守り対象者ごとに担当を決めて「1行記録（『〇〇さんに集会所前であった。元気でした。』といった簡単な記録）」を行っているところもあります。

参考例 緊急連絡カードの配付（9の3区）

緊急時（入院など）に備えて見守り対象者のご自宅内に家族や親戚の連絡先などを記載した緊急連絡カードを配付、見つけやすいところに掲示しています。カードは福祉推進員等が対象者に配付して回り、記入を手伝いながら回収、整理し福祉推進員等で情報を共有しながら日々の見守り活動に活かしています。

振り返ろう

社協職員・生活支援コーディネーターも巻き込んで振り返ろう。

実際に活動を続けていくと、必ず多くの気づきに直面します。それは、直ぐに解決に繋がると、自治会や専門職と情報を共有しながら、個人の課題を地域の課題と捉えて、取り組みを工夫し関わりを継続しなければならないものに分かれます。ポイントは決して一人で悩まないことです。悩みや課題を個人で抱え込むことは継続した地域の支えあいにはなりません。

もう一度、「話し合おう」に立ち返り、社協職員・生活支援コーディネーターなどを巻き込みながら見守り会議を行って情報を共有しましょう。

参考例 見守りネットワーク打ち合わせ（10区）

年に2回、地域福社会長と福祉推進員が中心となって見守りネットワークに関する打ち合わせを行っています。10区では福祉推進員が見守り活動を行うごとに簡単な記録を行い、それを地域福社会長が集約し、民生委員児童委員と共有を図っています。

打ち合わせで使用した書類等も個人情報に配慮し、福祉推進員は担当する見守り対象者の情報以外は書類としては持たないようにしています。また、民生委員児童委員が情報を一方的に提供するのではなく、福祉推進員が活動で感じたことを見守り活動に活かしていくことで、見守り対象者との関係づくりも図られています。

また、見守り活動と災害時の対応を連動させることで、より円滑な初動が取れるように工夫されています。



ずっと一緒に地域づくりをしたいけれど…

6 引き継ぎについて

ハンドブックをご覧いただきありがとうございます。
地域福社会長・福祉推進員を交代される際の活動の引き継ぎについては、是非とも次になる方と直接会っていただき、引き継ぎを行っていただければと思います。また、引き継ぎを行う際に社会福祉協議会へお声がけいただければ、一緒に活動を振り返りながら、お手伝いをさせていただきます。

【引き継ぐものリスト（参考）】

① 涌谷町災害時避難行動要支援者名簿

※地域福社会長のみです。必ず引き継いでください。

② わくやのお宝再発見！おらほの支え合い活動実践集

③ これまで実施した見守りやサロンに関する資料 等



地域福社会長・福祉推進員ハンドブック

発行：平成31年4月

発行元：社会福祉法人涌谷町社会福祉協議会

〒987-0121

宮城県遠田郡涌谷町涌谷字新下町浦 192

TEL：0229-43-6661 FAX：0229-43-6661

Mail：chiiki@wakuya-sfk.net